

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

最近の経済対策の概要

区 分	事業費							
	4年 (8月)	5年 度			7年 (9月)	10 年度		11年 (11月)
		4月	9月	2月		4月	11月	
1 公共投資等の拡大								
(1) 公共事業関係								
① 災 害	0.5 億円	0.5 億円	0.5 億円		0.7 億円	0.2 億円	0.6 億円	0.7 億円
② 一般公共	3.4 億円	3.2 億円		3.4 億円	3.9 億円		5.7 億円	
③ 阪神淡路大震災復興対策等			1.1 億円		1.4 億円	6.0 億円		6.1 億円
④ UR農業合意関連対策				0.2 億円	1.1 億円			
(2) 教育・研究・医療・社会福祉施設・情報通信等	0.6 億円	1.2 億円		0.6 億円	0.9 億円		1.8 億円	
(3) 介護対策								(0.9 億円)
(4) 地方単独事業等	2.8 億円	3.5 億円	0.7 億円	1.8 億円	2.5 億円	2.3 億円		
・ 地方単独事業	1.8 億円	2.3 億円	0.5 億円	0.3 億円	1.0 億円	1.5 億円	—	—
・ 公共用地先行取得等	1.0 億円	1.2 億円	0.2 億円	1.5 億円	1.5 億円	0.8 億円		
(5) その他	1.4 億円	2.3 億円	2.9 億円	1.9 億円	2.3 億円	1.5 億円	1.2 億円	3.0 億円
(再掲) 公共用地の先行取得等 ・ 用地国債等 ・ 特別会計 ・ 公団等 ・ 民間都市開発機構 ・ 地方公共団体等 計	0.2 億円 0.3 億円 0.3 億円 1.0 億円 1.6 億円	0.4 億円 — — 1.2 億円 1.6 億円	0.1 億円 — — 0.2 億円 0.3 億円	0.6 億円 0.1 億円 0.1 億円 1.5 億円 2.8 億円	1.2 億円 — — 1.5 億円 3.2 億円	0.3 億円 — 0.7 億円 0.5 億円 2.3 億円	— — — 0.8 億円 —	— — — — —
2 中小企業対策及び民間設備投資の促進等（うち地方単独）	2.1 億円	2.4 億円	0.8 億円	1.5 億円	1.4 億円	2.0 億円 (0.5 億円)	8.6 億円	7.4 億円
小 計	10.7 億円	13.0 億円	6.0 億円	9.4 億円	14.2 億円	12.0 億円	17.9 億円	(18 億円) 17 億円
3 減 税 等		0.2 億円		5.9 億円		4.6 億円	9 億円	
合 計	10.7 億円	13.2 億円	6.0 億円	15.3 億円	14.2 億円	16.6 億円	27 億円	(18 億円) 17 億円

(注) 平成11年11月の（ ）書きは、平成11年度第2次補正予算における介護対策に係る経費0.9兆円を含んだ場合の事業規模である。

地方公共団体における行政改革の推進

- 地方分権や財政構造改革が進められる中、一層の地方行革の推進が求められることから、地方分権推進委員会の第2次勧告を踏まえ、平成9年11月、新しい「指針」を策定した。
- 新しい「指針」においては、行革大綱を見直し、数値目標の設定等取組内容の充実を図るとともに、これを住民によりオープンにしながら、一層の行政改革の推進に努めることを強く求めている。
- 今後、自治省が示した地方行革推進のための新しい「指針」に沿って行革大綱を見直し、より一層の行政改革に自覚ある取組を進めることが期待される。

① 地方行革の新しい指針のポイント

(7) 行政改革の一層の推進を

- ・ 行政改革大綱の見直しは早い時期に
- ・ 各年度の取組内容を具体的に示した実施計画の策定

(イ) 数値目標の設定等により具体的で目に見える取組を

(ウ) 住民によりオープンに

- ・ 積極的広報と住民意見の反映
- ・ 公正の確保と透明性の向上

(エ) 地方分権の推進に応じた新たな視点に立った取組を

- ・ 自己責任の下での自ら考える行政運営
- ・ 総合的な人材育成
- ・ 事務事業の簡素効率化・総合化
- ・ 市町村等への権限委譲
- ・ 組織機構の自主性発揮と適切な定員管理

(オ) 財政の健全化に向けた取組を

- ・ 既に計画・着手した事業等の必要性等のチェック
- ・ 会館等の有効活用、利用見込みや重複等のチェック
- ・ 補助金等の総額抑制
- ・ 公共工事のコスト縮減

(カ) 施策の重点的な推進を図りつつ、一層簡素で効率的な行政システムを

- ・ 施策の重点的推進
- ・ 民間委託、規制緩和の推進
- ・ 定員管理の適正化（定員縮減と増員抑制）
- ・ 給与の適正化
- ・ 組織・機構の簡素効率化と外郭団体の統廃合等

(キ) 広域的な視点に立った積極的な取組を

- ・ 広域連合の活用等広域的な行政体制の強化
- ・ 広域的人材確保・研修、人事交流、広域的情報ネットワークなど

(ク) サービス精神と経営感覚、首長のリーダーシップと職員の意識改革、住民の参画などを基本姿勢に

② 平成9年指針に基づく行政改革大綱の見直し状況

- ・ 都道府県・・・平成10年度内に97.9%（47団体中46団体）が見直し
- ・ 指定都市・・・平成10年度内に91.7%（12団体中11団体）が見直し
- ※ 都道府県・指定都市にあつては平成11年度内に全団体が見直しの予定
- ・ 市区町村・・・平成10年度内に6割（3,243団体中1,828団体）が見直し

平成10年度以降の地方行革の具体的な取組事例

◆東京都

- 知事(給料10%、期末手当50%削減)、副知事・出納長(給料5%、期末手当30%削減)(H11~13)
- 指定職(期末手当10%削減(H11)、12%削減(H12、13)、給料5%削減(H12、13))
- 全職員(給料4%、期末・勤勉手当0.45月削減)(H12、13)
- 管理職手当(部長級以上10%、課長級5%削減)(H12、13)
- 議員(報酬5%、期末手当15%削減)(H11、H12)
- 全職員給与改定12ヶ月延伸(H10)
- 全庁を挙げた施策総点検により経常経費で1,156億円削減(H10予算)
- H8~10で職員定数▲5,368人(純減)、H10年度から12年度までの3年間で6,700人(3.5%)純減
- 18知事部局を7つの行政部門に再編
- 給食調理業務、警備・巡視業務、庭園管理業務等の民間委託
- 監理団体の統廃合(10団体削減)、役員報酬等の見直し
- 外郭団体等の見直しにおいて「経営評価の実施」(H9~)

◆大阪府

- 全職員給与改定12ヶ月延伸(H9及びH10)
- 全職員普通昇給2年延伸、特別昇給3年延伸(H11)
- 一般行政部門において3年間(H11~13)で700人、H14~20で1,500人、今後10年間で7,000人(教育部門H11~13: 2,900人、H14~20: 1,900人を含む)の定数削減
- 特殊勤務手当について廃止も含めた見直し
- 特別職等の給与及び管理職手当の減額措置を継続(H9年度~)
- H11~13年度に、概ね2割程度の指定出資法人の削減を目指す
- H11~13年度に、指定出資法人の常勤役員数を概ね2割程度削減
- 行政手続の簡素化等(許認可等や届出の必要な範囲の変更や、申請書等の添付書類削減、押印の見直し、届出書等の様式共通化について検討や、電子データによる手続の推進)

◆神奈川県

- 全職員給与改定9ヶ月延伸(H10)、全職員期末・勤勉手当30~8%削減、特別職の期末手当額の削減(知事100%、副知事等50~30%)、特別職の期末手当・一般職の管理職手当の1割削減等による人件費等の節減・抑制(H10: 70億円)
- 管理職給料4%減、管理職手当5%減、一般職給料2%減(H12~14)
- 3つの10%目標(H9.5~)
 - ① 今後10年以内に、県債の新規発行額を収支等が自ら確保できる財源の1割以内に抑制
 - ② 今後10年以内に、知事部局の職員数を1割程度(約1,400人)削減、(当面5年間で5%削減、H10: 140人)
 - ③ 本庁組織の部・局、室・課の数を5年間で1割以上削減
- 県主導の第三者に係る運営等の見直し(H11)
 - ・ 役・職員数の削減36人、県支出金の削減計66件(113億4,400万円)
 - ・ 統廃合等による外郭団体再編(統合: 2団体)
- 1,927事業をH10~14までの5ヶ年間で見直す(H11見直しによる節減・抑制額: 1,192億円)

◆岡山県

- 全職員期末・勤勉手当5%削減(H11)
- 議員報酬5%削減(H11)
- 全職員給与改定9ヶ月延伸(H9及びH10)
- 知事(給料20%、期末手当20%削減)、副知事(給料15%、期末手当10%削減)、出納長等特別職(給料8~5%、期末手当10%削減)、管理職手当の20%削減
- H10~14において1,300人程度(知事部局職員350人程度、教育職員950人程度)を計画的に純減
- 新規採用職員を最大で退職者数の2分の1程度まで抑制
- H10~12を集中取組期間とし、H10当初予算で228億円程度の一般財源を削減(予算規模: ▲約240億円(▲3.2%))
- 本庁組織で原則各部1課室削減(7課室、12審議会の減)、7出先機関の統廃合(H10)
- 外郭団体の見直し(統廃合: 2団体、組織等の見直し: 4団体、事業運営の見直し: 16団体、団体の投資段階にあり施設供用後の運営状況の点検: 3団体)
- 事業評価システム導入に係る具体的な事業評価手法の検討
- 県民の満足度をサービスの所要時間で評価する「時間の満足度評価システム」を導入

◆愛知県

- 三役（給料10%、期末手当50～30%減）（H11）
- 議員報酬8%削減（H11）
- 指定職（給料4.5%、期末特別手当16%削減）（H11）
- 一般の職員（給料3.5%、期末・勤勉手当15～8%削減）（H11）
- 全職員給与改定9ヶ月延伸（H10）
- H11～20年度において、知事部局：概ね1,500人（10%相当）純減、教職員：概ね2,500人（5.2%相当）純減
- 知事部局の本庁部制：13→8部門体制に再編（H13）

◆三重県

- H10～15年度までの6年間で、一般行政部門の定員を4%程度（約210人）純減
- 事務事業評価システムの実施、個別事業の目的評価表を公表
- 「使い切り予算」の是正、節減額の2分の1は翌年度の新規事業に配分
- 本庁組織の再編（71課室を64課室に整理・再編）
- 規制緩和の推進（平成15年4月までに、経済的規制（現行7件）を全廃、社会的規制（現行768件）のうち25件について緩和・撤廃
- 外郭団体の見直し年次を策定、統合等・整理縮小・再編（4団体）、統合（7団体→4団体）、県関与の軽減（2団体）、業務内容の見直し（19団体）（H10実施）
- 外部委託がトータルを策定、現業業務（12業務）、定型的業務（10事業）、施設管理・運営業務（7事業）を外部委託（H10実施）

◆北九州市

- 職員400人を純減（H10当初までに332人を純減）、その後も1万人体制を目標に計画的に純減
- 区役所市民課業務の嘱託化
- 給与総額の抑制（行革期間中の三役の期末手当及び部長職以上の管理職手当の5%カット、成績特昇の一時休止）
- 老人医療費給付制度の見直し（支給対象年齢をH11年度に67歳に、H14年度には68歳、H17年度には69歳に段階的に引き上げる）
- 少なくとも現在の約1割に当たる2局室15部40課を削減（H10当初までに2局14部40課を削減済）
- 課長職以上の約1割にあたる70の管理職ポストを削減（H10当初までに48ポストを削減済）

◆岐阜市

- 職員をH14年度 定数4,300人を目標（4.3%減）に純減
ステーション・ラガ職員、保育所調理員、理容美容専門学校職員、学校給食調理員、校務員等を計画的に嘱託員化
- 行政職給料表を、行政職（一）（二）、医療職（二）（三）に分離（平成10～19年度までの削減額合計：約115億円）（H10）
- 調整手当の見直し（平成10年度：管理職6→5%、平成11年度：全職員6→5%、平成13年度：全職員5→4%）
- 粗大ごみ収集処理の有料化、公用車の集中管理の実施（184台中85台を集中管理し平成11及び12年度で約20台を減車）

◆堺市

- スクラップ・アンド・ビルトの徹底等により平成11年度以降10年間に約1,200人を削減することを目指（平成11年度から5年間で約710人の削減）
 - ・ 電話交換業務職員の配置基準の見直し
 - ・ ごみ処理及び収集業務の業務内容及び職員配置の見直しにより約100人の削減
 - ・ 土木工営所業務について、業務・組織内容及び職員配置の見直しにより約40人を削減
 - ・ 下水処理業務について、業務内容及び職員配置の見直しや下水処理場の統廃合を行い約60人削減
 - ・ 学校給食業務について各校の常勤職員のうち1人を非常勤職員に切り替え
 - ・ 事務の補助的業務への対応を非常勤職員から短期臨時職員へ切り替え
- 高齢者のホームヘルプ派遣事業、スポーツ施設の管理運営業務、特定優良賃貸住宅管理業務等を民間委託

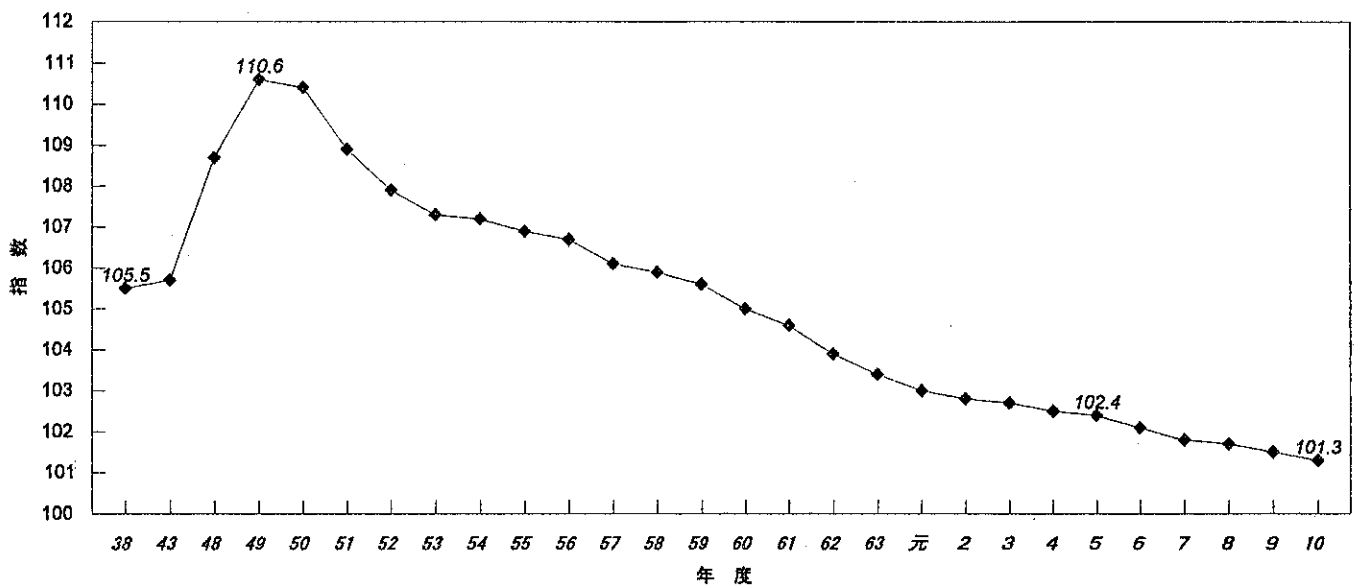
◆福山市

- 職員定数については、平成10年度から5年間で300人の削減を行うこととし、平成10年度は平成9年度比▲39人の純減を実施
- 平成8年ラスパイル指数107.2を平成12年度までに104に抑制
- 一般職員の定期昇給：平成10年4月1日以降の最初の昇給期間を12月延伸
- 経常収支比率、公債費比率を平成12年度までにそれぞれ81%、16%程度に抑制
- 運営費補助、奨励費補助については平成10年度から3年間で全体として15%以上削減（平成10年度見直し：平成9年度比▲18件、▲約47百万円）

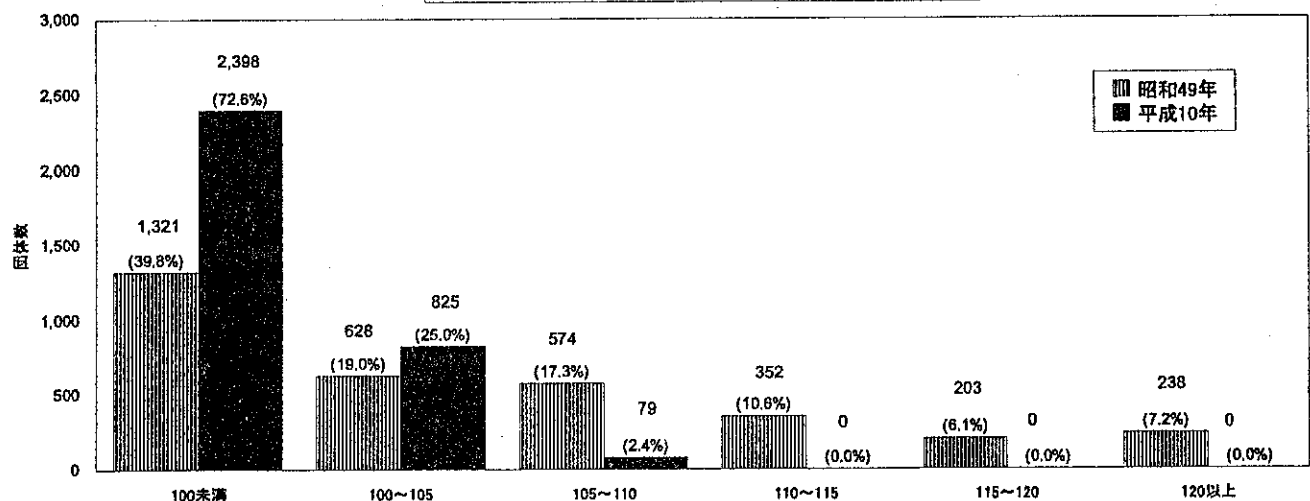
地方公務員の給与水準

- ラスパイレス指数で見ると、地方公務員の給与水準は、昭和 50 年以降 24 年間一貫して低下しつつあり、全地方公共団体平均（職員数による加重平均）で 101.3 となっている。
- ラスパイレス指数の分布状況は、逐年低い階層に移行している。ラスパイレス指数 110 以上の団体は、平成 6 年以降皆無となっており、昭和 49 年当時（793 団体）と比べ、着実に適正化が進んでいる。また、ラスパイレス指数 100 未満の団体は、平成 10 年には、全団体の 7 割に相当する 2,398 団体（全団体の 72.6%） となっている。

ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)



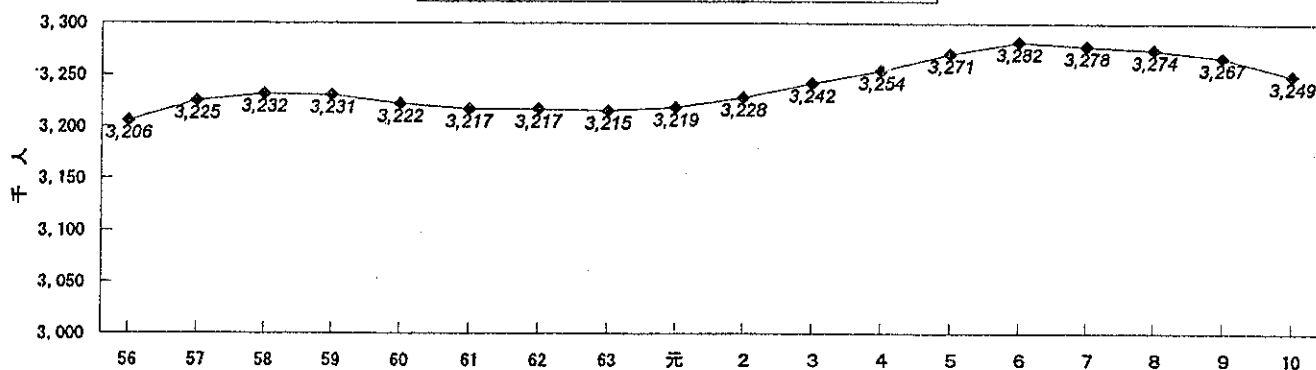
ラスパイレス指数の分布状況の推移



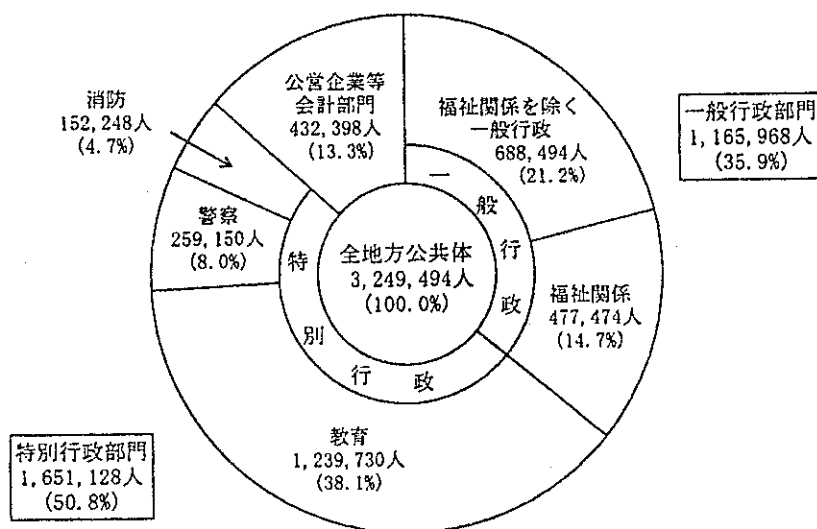
地方公務員数の状況

- 地方公務員総数は、平成10年4月1日現在で324万9,494人と、対前年比で1万7,624人の減少（対前年減少数は過去最大）となり、平成7年から4年連続の減少となった。また、一般行政部門は、平成8年から3年連続の減少となっている。
- 地方公務員総数を行政分野別に見ると、教育、警察、消防が全体の約1/2を占めるほか、福祉や病院など、住民に身近な行政サービスに携わる職員がその大半を占めている。
- また、昭和56年度とその増減を比較すると、福祉・医療の充実に対応した民生・病院、公共投資の増大に対応した土木・下水道、治安対策の充実や常備消防、救急業務の増大に対応した警察、消防などで職員数が増加しているものの、労働、農林水産、教育、交通などで職員数を削減してきたなど、スクラップ・アンド・ビルドを基本に職員数の増加の抑制に努めてきたことにより、全体としては1.3%の増にとどまっている。なお、福祉関係を除く一般行政部門の職員数はほぼ横ばいとなっている。

地方公務員総数の推移
(昭和56年～平成10年)



部門別職員数(平成10年4月1日現在)



市町村合併の推進についての政府の取組

- 地方分権推進委員会第2次勧告 (平成9年7月)
- 第25次地方制度調査会答申 (平成10年4月)
- 地方分権推進計画 (平成10年5月 閣議決定)

= 最近の取組等 =

- 自主的な市町村の合併を更に一層推進することが必要。
 - ・ 地方分権の成果を十分に活かすこと
 - ・ 本格的な少子高齢社会における高度かつ多様なサービスの水準の確保
 - ・ 極めて厳しい財政状況の中での効率的、効果的な行政の展開
- 都道府県は、地域全体の発展や住民生活の水準の確保という観点から、市町村の合併を自らの問題として考え、積極的に支援することが重要。
国は、市町村の合併に関する地方公共団体の取組を支援。

1 合併特例法の改正（地方分権一括法）

- ・ 平成11年通常国会において成立（平成11年7月8日）（平成11年7月16日公布・施行）
 - ① 住民発議制度の拡充
 - ② 地域審議会の設置
 - ③ 普通交付税の算定の特例（合併算定替え）の期間の延長
 - ④ 合併特例債の創設
- 等

2 市町村合併の推進についての指針の作成・通知

- ・ 自治省に市町村合併推進本部を設置（平成11年7月12日）するとともに、市町村の合併の推進についての指針を作成し、都道府県に市町村合併推進要綱の作成を要請（平成11年8月6日）

3 財政措置の拡充

- ・ 合併の障害除去・環境整備、合併後のまちづくり支援
 - ① 普通交付税算定の特例（合併算定替）の期間の延長
 - ② 合併特例債の創設
 - ・ 一体性の確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
 - ・ 地域住民の連帯の強化・旧市町村区域の地域振興等のための基金の積立
 - ③ 公債費負担格差の解消のための財政措置
- 等

4 市町村合併の気運の醸成

- ・ 合併相談コーナー、インターネット等を活用した情報提供
 - ・ 広域行政アドバイザーの派遣による助言、積極的な取組の要請
- 等